

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

<p>路 線 名</p>	<p>行田東松山線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>東松山市神明町一丁目五四一 七番二地先から 同市神明町一丁目五四二八番 四地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年三月二十四日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成三十年三月十六日付け 埼玉県東松山県土整備事務 所長告示第五号で告示した 道路予定区域の供用開始で ある。延長一三九・九九メ ートル。</p>